



平成 22 年 10 月 27 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 20 番 3 号
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
代表取締役社長 矢嶋 弘毅
(コード 4281 JASDAQ)
問い合わせ先 戦略統括本部 IR 担当
Tel: 03-5449-6300 email: ir_inf@dac.co.jp

株式会社アイレップ株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社(本社:東京都渋谷区、代表取締役社長:矢嶋弘毅 以下、「公開買付者」又は「当社」といいます。)は、平成 22 年 10 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり株式会社アイレップ(コード 2132 JASDAQ 本社:東京都渋谷区、代表取締役社長:紺野俊介 以下「対象者」といいます。)の株式及び新株予約権を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成22年10月27日現在、対象者株式5,704株(株式所有割合(注1)にして20.55%)を所有し、対象者を持分法適用関連会社としております(注2)。

この度、当社は、平成22年10月27日開催の取締役会において、対象者を連結子会社化することによって、対象者との更なる連携の強化及び効率化の推進を図ることを目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

当社は、本公開買付けに際し、対象者との間で平成22年10月27日付資本業務提携契約書(以下「本資本業務提携契約書」といいます。)を締結しております(その概要は後記(3)②(a)をご参照下さい。)。また、当社は、本公開買付けに際し、対象者の筆頭株主兼代表取締役会長である高山雅行氏(所有株式数12,881株、株式所有割合46.40%)との間で平成22年10月27日付合意書(以下「本合意書」といいます。)を締結しております。本合意書において、当社は、高山雅行氏より、同氏が所有する対象者株式の一部について本公開買付けに応募する旨の確約を得ております。なお、同氏の応募株式数は、本合意書に基づき同氏が本公開買付けに応募することにより、同氏以外の株主様の応募数如何にかかわらず、可及的に応募株券等の数が応募株券等の買付予定数の下限(8,337株(株式所有割合にして30.03%))を満たし本公開買付けが成立するよう、公開買付期間の末日の正午時点の同氏以外の株主様の応募数に応じて、後記(3)②(b)に記載のとおり確定することとされております(本合意書の概要については、後記(3)②(b)をご参照下さい。)

本公開買付けは、対象者を当社の連結子会社とすることを目的としているため、8,337株(株式所有割合にして30.03%)を応募株券等の買付予定数の下限として設定しております。従って、応募株券等の総数が当該買付予定数の下限に満たない場合、当社は応募株券等の全部の買付けを行いません。もっとも、当社は、上記のとおり、本合意書に基づき高山雅行氏が本公開買付けに応募することにより、同氏以外の株主様の応募



数如何にかかわらず、応募株券等の数が当該買付予定数の下限を満たし本公開買付けが成立することを見込んでおります。

なお、当社は対象者の株式の上場廃止を企図しておりませんが、本公開買付け後の株券等所有割合が3分の2を超えるため、本公開買付けには応募株券等の買付予定数の上限が設定されておらず、本公開買付けは高山雅行氏以外の対象者の株主の皆様に対しても売却機会を確保するものとなっております。もともと、当社は、本公開買付けにより対象者を連結子会社とした後、対象者との本資本業務提携契約書に基づき、対象者の企業価値の向上を目指していく所存ですので、当社といたしましては、引き続き、対象者の株主の皆様から対象者の株主としてご支援をいただきたいと希望しております。

本公開買付けの結果、万一、対象者の株式が株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)の定める上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、当社は対象者と上場廃止を回避するための具体的な方策を誠実に協議し、合意された方策を実行します。なお、当社は、対象者が具体的かつ合理的な方策を提案したときには、当該提案に合理的範囲で最大限協力します。

なお、対象者によれば、対象者は、平成22年10月27日開催の取締役会において、本公開買付けについて、賛同の意見を表明すること並びに応募については株主及び新株予約権者の皆様に判断を委ねることを決議しているとのことです。

(注1) 対象者の第13期第3四半期報告書(平成22年8月13日付提出)に記載された平成22年6月30日現在における発行済株式総数(27,270株)に、同四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在残存する本新株予約権の目的である対象者株式の数(805株)を加え、同四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の対象者の自己株式数(316株)を控除した数(27,759株)に占める割合(なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。)

(注2) 平成22年10月27日現在、当社の特別関係者(但し、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成22年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))は除きます。)は合計で対象者株式14,661株(当該特別関係者の所有する本新株予約権についても対象者株式に換算の上合算したもの。株式所有割合にして52.82%)所有しております。平成22年10月27日現在の当社及び当社の特別関係者(小規模所有者は除きます。)の所有株式数の合計は20,365株(当該特別関係者の所有する本新株予約権についても対象者株式に換算の上合算したもの。株式所有割合にして73.36%)となります。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社グループは、グループビジョンとして「e 広告プラットフォーム創造企業」を掲げ、インターネット広告スペースの販売事業を中心とした様々なインターネット広告関連サービスを提供しております。具体的には、媒体社の代理または広告主・広告会社の代理として事業を行う「エージェンツ領域」、テクノロジーサービスやクリエイティブサービス等の広告関連ソリューションを提供する「DAS(Diversified Advertising Service)領域」、媒体社としての事業を行う「メディア領域」という3つの事業領域において、新しい広告ビジネスの形成・発展に寄与することを目指しております。

当社グループにおいては、現在ではPC・モバイル・スマートフォンといった様々なデバイスの広告商品の企画・仕入・販売や、広告配信・広告制作等に関する最新のインターネット広告テクノロジーサービスの提供をしております。

一方で対象者は、「供給者・利用者間の情報流通を利用者側の視点で最適化し、利用者と商品・サービスのベストマッチングを追求することにより新しい価値を創造する」という基本方針のもと、検索エンジンマーケティング(Search Engine Marketing、以下「SEM」といいます。)(注1)を中心とする「インターネットマーケティン



グ事業」を主力事業としております。対象者における SEM の主要なサービスは、検索連動型広告(以下「リスティング広告」といいます。)(注2)、検索エンジン最適化(Search Engine Optimization、以下「SEO」といいます。)(注3)、Web コンサルティング、インターネット広告代理等であり、対象者はこれらのサービスをワンストップでクライアントに提供しており、SEM 専業会社として業界をリードする立場を築いています。

当社は、ユーザが検索エンジンに興味・関心を持つキーワードを入力して Web サイトに辿り着くという消費行動が一般化する中、この消費行動にマッチし広告主にとっても費用対効果が高いリスティング広告や SEO の成長性にかねてより注目しており、これらを含む SEM 領域のリーディングカンパニーである対象者とはこれまで様々な面で協力関係を築いてきました。

すなわち、まず、当社と対象者は、平成19年12月に、リスティング広告を中心としたサービス提供を行う株式会社レリバンシー・プラス(以下「レリバンシー・プラス」といいます。)を共同で設立しました。また、当社は、平成21年6月に対象者株式5,704株(株式所有割合にして20.55%)を取得し、対象者を当社の持分法適用関連会社とするとともに、対象者との間で業務提携に関する基本合意書を締結し、より一層の提携関係強化を図ってまいりました。その一環として、企業ブランド価値の向上や広告マーケティング効果の向上を支援すべく、対象者を含む当社グループ各社が保有する各種インターネット広告のノウハウや最新テクノロジー等の高い専門機能を結集したグループ横断プロデュースユニット「FRUITS BEAR」を立ち上げるなど、グループ企業の協業を推進してまいりました。

現在、対象者は、検索対象範囲の拡大や検索技術の進化に加え、スマートフォン等の新デバイスの普及拡大、SNS 等のソーシャルメディアのユーザ拡大による消費行動への影響力拡大、ソーシャルアプリやソーシャルゲーム等の新サービスの登場といった環境変化を踏まえて、今後の事業拡大のためにはリスティング広告や SEO 等の SEM 領域中心のサービス提供だけでなく、その周辺領域であるクリエイティブサービスへの事業領域拡大や現在の売上比重が大きい PC 以外のデバイス(モバイル・スマートフォン等)の SEM サービス強化、更には成長著しいソーシャルメディアマーケティング(Social Media Marketing、以下「SMM」といいます。)(注4)領域でのソリューション等の提供体制強化を行っていく必要があると考えています。

他方、当社は、近年の消費者におけるメディア選別や購買行動の多様化等からインターネットを用いたマーケティングの重要性が益々高まる中、当社顧客からのインターネット広告のマーケティング戦略や手法に関する要求が高度化かつ広範囲化している状況下にあります。中でも、企業が広告の費用対効果を更に厳しく追求する傾向が強まっており、当社は、そのニーズに対応できるリスティング広告を中心としたSEM領域を更に強化する必要があると考えています。また、ソーシャルメディアやスマートフォンの急速な消費者生活への浸透は、企業によるSEM領域でのマーケティング活用の拡大に拍車をかけており、当社は、今後の急速な市場拡大が見込めるSMMや新デバイス領域での対応力を早急に強化する必要があると考えています。その対応の一環として、当社は、平成22年9月、スマートフォン等の新デバイス領域での広告マーケティング業務を推進する専門部署「スマートデバイス推進部」を新設し、当社グループ各社と連携して幅広いニーズに対応できる体制を構築しております。

さらに、当社は、当社及び対象者の合弁形態によるレリバンシー・プラスの運営についても、広範囲化する顧客ニーズに対応すべく、リスティング広告だけでなく、SEO や Web コンサルティング等の SEM 領域全般でのサービスラインナップ強化を目指すために、同領域のリーディングカンパニーである対象者とのノウハウ融合による提供サービスの更なる高度化・広範囲化や、経営効率化による利益体質強化を一層進めていく必要があると考えます。

当社及び対象者はこれまでも対象者が強みとする SEM 領域での協業を実施してまいりましたが、当社は、多数の事業者が存在する同領域で中長期的に確固たる地位を確保し続けるには、両者の更なる連携強化による競争力強化や両者の強みであるテクノロジーを融合した新たな SEM 周辺領域の開拓、更には PC 以外の新デバイス(モバイル・スマートフォン等)でのサービス強化が重要だと考えております。また、当社は、新たな成長分野で今後の急速な市場拡大が見込める SMM 領域においても、両者の経営資源を迅速かつ効率



的に投入することで両者のシナジーを最大限に発揮し、当社グループとしてデジタルマーケティング領域全般に優れたサービスをワンストップ提供する体制を構築することが重要だと考えております。さらに、当社は、レリバンシー・プラスについても、対象者との連携強化による SEM 領域における事業シナジー強化やスケールメリットの追求、及び当社グループとしての更なる経営効率化のため、対象者との経営一体化を図る必要があると考えております。

こうした状況の中、当社は、対象者及び対象者の大株主兼代表取締役会長である高山雅行氏との間で、当社及び対象者の更なる成長及び企業価値の向上を目的とした諸施策について平成 22 年5月頃より協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社は、対象者による SEM 領域における強みをいかしつつもリスティング広告、SEO 等にとどまらない事業展開や取引顧客の拡大と、当社による SEM 領域における対応力強化やネット広告市場における競争力強化、対象者によるレリバンシー・プラスの完全子会社化による経営効率化の推進を図るために、本公開買付けにより対象者を当社の連結子会社とすることといたしました。そこで、当社は、本公開買付けに際し、平成 22 年 10 月 27 日付けで、対象者との間で後記(3)②(a)のとおり本資本業務提携契約書を、高山雅行氏との間で後記(3)②(b)のとおり本合意書をそれぞれ締結しております。

当社及び対象者は、両社のブランドと事業領域、営業活動の独自性を保ち独立性を維持しつつ、健全な競争環境下において、対象者を当社の連結子会社とすることで、

- ・レリバンシー・プラスを対象者の完全子会社としたうえで、事業シナジー追求や管理費用削減を行うことによる当社グループ全体としての更なる経営効率化の推進
- ・当社が保有するインターネット広告テクノロジーと対象者が持つ SEM 関連テクノロジーの融合による新しい SEM 周辺領域事業の開発
- ・対象者における、SEM 領域でのモバイル端末へのサービスや、SEM 領域の周辺領域であるクリエイティブ領域等の強化、及び様々な広告周辺領域で事業を展開する当社グループ各社と対象者との共同事業の推進
- ・対象者による、現状の「SEM 専業会社」から、その周辺領域や SMM、更には新デバイス等を含めたデジタル領域全般のマーケティングサービスをワンストップで提供する「デジタルマーケティングエージェンシー」への移行
- ・海外進出を行う両者の取引顧客に対して、当社のインターネット広告関連ソリューション及び対象者の SEM 関連ソリューションの提供をする等のグローバル領域での協業を一層強力に推進する所存です。

(注1) 検索エンジンマーケティング(SEM):検索エンジンから Web サイトへの訪問者を増やすマーケティング手法です。

(注2) 検索連動型広告(リスティング広告):検索エンジンで検索されたキーワードにマッチした広告が検索結果画面に表示されることで、検索エンジンを通し興味・関心のあるユーザに適切な企業メッセージを伝える広告のことです。

(注3) 検索エンジン最適化(SEO):対象とするキーワードで検索エンジンの検索結果画面の上位に Web サイトを表示させ、Web サイトへの集客を行うことです。

(注4) ソーシャルメディアマーケティング(SMM):近年利用者数の増加が著しい各種ソーシャルメディア(ブログ、ミニブログ、SNS、動画共有サービス等)を活用して、消費者に対してマーケティングを行うことです。

②本公開買付け後の経営方針

上記記載の諸施策を実行に移し、両社の更なる成長及び企業価値向上を達成するために、当社は対象者の役員について、現在の1名の取締役(注)に加えて、本公開買付けの成立後、4名の取締役及び1名の監査役を新たに指名する予定です。当社は、後記(3)②(a)に記載のとおり、本資本業務提携契約書において、対象者との間で、平成 22 年 12 月 17 日に開催予定の対象者の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において公開買付け者の指名する取締役候補者4名及び監査役候補者 1 名を対象者の取締役及び監査役に選任する旨の議案を提出することに合意しております。さらに、当社は、後記(3)②(b)に記載のとおり



り、本合意書において、高山雅行氏より、かかる取締役候補者4名及び監査役候補者1名を対象者の取締役及び監査役に選任する旨の議案に賛成の議決権行使を行う旨の確約を得ております。

また、当社は、上記のとおり、レリバンシー・プラスを対象者の完全子会社としたうえで、SEM 領域での両者による事業シナジー追求や管理費用削減を行うことによる当社グループ全体としての更なる経営効率化の推進を図るため、後記(3)②(a)に記載のとおり、本資本業務提携契約書において、対象者との間で、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けの成立後速やかに、当社の保有するレリバンシー・プラス株式の全部を対象者に譲渡する契約を締結し、実行する旨合意しております。

(注)平成 21 年 12 月より、当社代表取締役社長である矢嶋弘毅が、対象者の取締役を兼務しており、本公開買付け後も引き続き兼務する予定です。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意等

① 対象者の賛同

対象者によれば、対象者は、新規大口顧客の獲得、利益率の改善、今後需要が見込まれるモバイル・スマートフォンやグローバル案件等における SEM 事業領域での新規事業拡大等の必要性を認識しており、そのような状況の中で、当社の説明を受け、当社が対象者を連結子会社とし、より安定した資本関係を構築することで、両者のブランドと事業領域、営業活動の独自性を保ち独立性を維持しつつ、健全な競争環境下において、当社グループのもつ顧客、経営基盤等を対象者が当社グループの一員としての立場で活用することにより、さらなる事業規模の拡大、利益率の改善を図ることができると考えているとのことです。そして、対象者によれば、対象者は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、本資本業務提携契約書を締結し、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると判断し、本公開買付けに関する諸条件その他諸般の事情について慎重に検討した上で、平成 22 年 10 月 27 日、審議及び決議に参加しなかった対象者代表取締役で大株主である高山雅行氏及び対象者社外取締役を兼務する当社代表取締役の矢嶋弘毅氏を除き、決議に参加した取締役全員一致により本公開買付けに賛同する旨を決議しているとのことであり、また、いずれの監査役も、対象者取締役会が本公開買付けに賛同するとの意見を表明することに特に異議がない旨の意見を述べているとのことです。また、対象者によれば、本公開買付けの後も大阪証券取引所の JASDAQ 市場において対象者株式の上場が維持されることを企図しているため、対象者の株主及び新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募される否かについては、株主及び新株予約権者の皆様に判断を委ねる旨も、あわせて決議しているとのことです。なお、対象者によれば、(あ)対象者代表取締役の高山雅行氏は、対象者の大株主であり、かつ、当社との間で保有する対象者株式の一部について本公開買付けに応募する旨の合意をしており、対象者と利益が相反する可能性を否定できないため、取引の公正性に万全を期す意味から、本公開買付けに係る意見表明に関する全ての審議及び決議には参加しておらず、さらに、(い)対象者社外取締役の矢嶋弘毅氏は、当社の代表取締役を兼任しているため、利益相反の見地から、本公開買付けに係る意見表明に関する全ての審議及び決議に参加していないとのことです。

② 本公開買付けに係る重要な合意

当社は、本公開買付けに際し、平成 22 年 10 月 27 日付けで、対象者との間で本資本業務提携契約書を、高山雅行氏との間で本合意書をそれぞれ締結しております。

(a) 本資本業務提携契約書

本資本業務提携契約書の概要は以下のとおりです。

(i)業務提携

当社及び対象者は、本公開買付けが成立し、対象者が当社の連結子会社に該当することとなったことを条件として、以下に掲げる各施策を実施するものとする。なお、かかる各施策の具体的な内容、時期等の詳細については、当社及び対象者が別途協議の上決定するものとする。但し、当社は、対象者の企業価値創造の源泉が対象者の経営における独立性とこれに裏付けられた対象者の役員及び従業員の自主独立性及び創造性にあることを理解し、対象者の経営における独立性を尊重するものとする。

- ・レリバンシー・プラスを対象者の完全子会社としたうえで、事業シナジー追求や管理費用削減を行うことによる当社グループ全体としての更なる経営効率化の推進
- ・当社が保有するインターネット広告テクノロジーと対象者が持つ SEM 関連テクノロジーの融合による新しい SEM 周辺領域事業の開発
- ・対象者における SEM 領域でのモバイル端末へのサービスや SEM 領域の周辺領域であるクリエイティブ領域等の強化、及び様々な広告周辺領域で事業を展開する当社グループ各社と対象者との共同事業の推進
- ・対象者による現状の「SEM 専業会社」から、その周辺領域や SMM、更には新デバイス等を含めたデジタル領域全般のマーケティングサービスをワンストップで提供する「デジタルマーケティングエージェンシー」への移行
- ・海外進出を行う当社及び対象者の取引顧客に対して、当社のインターネット広告関連ソリューション及び対象者の SEM 関連ソリューションを提供する等、グローバル領域での協業の推進

(ii)その他の業務提携に係る合意

- ・既にレリバンシー・プラスで取り扱っているクライアント、及び総合広告会社との協議により、対象者と当該総合広告会社が協業して攻略すると合意したクライアントについては、対象者が独自にアカウント獲得推進を行わない。但し、何らの前提なしに対象者が総合広告会社と競合したクライアントについては、対象者が譲歩することを強制されない。
- ・当社は、対象者の既存及び新規クライアントの広告運用状況に関する機密情報を正当な事由なく対象者に開示要求しない。

(iii)役員派遣等

- ・対象者は、本定時株主総会において、当社が指名する候補者4名(以下本(iii)において「当社派遣取締役」という。)を取締役として、当社指名の候補者1名を監査役として、それぞれ選任する議案を株主総会に上程する。
- ・対象者は、当社派遣取締役が対象者の取締役に就任するまでの間、株式又は新株予約権の発行・処分その他当社の対象者に対する議決権割合又は持株割合を希釈化させるおそれのある行為(組織再編による場合を含む。)、及び対象者の財務、事業、キャッシュフロー等に重大な悪影響を及ぼす行為をする場合には予め当社の同意を得なければならない。但し、対象者の取締役としての善管注意義務及び忠実義務を履行するために必要な行為を行う場合には、当社の同意を得ることは要しないが、事前に当社に当該行為の必要性等について説明を行うものとする。
- ・当社及び対象者は、本定時株主総会後の対象者の役員構成について、事前に誠実に協議するものとする。

(iv)レリバンシー・プラス株式の譲渡

当社及び対象者は、本公開買付けが成立することを条件として、本公開買付けの成立後速やかに、概要以下に掲げる条件で、当社の保有するレリバンシー・プラスの株式の全部を対象者へ譲渡する契約を締結し、



当該譲渡を実行する。

- ・譲渡価額:84,359,257 円(平成 22 年9月 30 日時点の財務諸表に基づくレリバンシー・プラスの純資産額のうち当社の保有するレリバンシー・プラスの持分割合 51.0%に相当する額)
- ・実行日:平成 23 年1月1日(予定)
- ・同時履行:対象者による譲渡価額の支払と引換えに当社によるその保有するレリバンシー・プラス株式に係る株式名義書換請求書の交付

(v)上場維持

当社及び対象者は、対象者の株式が上場を維持できるよう誠実に努力するものとし、本公開買付けの結果、万一、対象者の株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、同社の株式の上場廃止を回避するための具体的な方策を誠実に協議し、合意された方策を実行するものとする。なお、対象者が具体的かつ合理的な方策を提案したときには、当社は当該提案に合理的範囲で最大限協力するものとする。

(vi)対象者株式の譲渡

当社が第三者に対してその保有する対象者の株式を譲渡する場合において、当該譲渡により対象者の業務に重大な悪影響を及ぼす場合、当社は対象者と協議するものとする。

(vii)契約の終了

- ・本資本業務提携契約書は、本公開買付けが成立しなかった場合(撤回された場合を含む。)には、当然に終了する。
- ・当社及び対象者は、本公開買付けの成立後、(あ)相手方に本資本業務提携契約書上の義務の重大な違反があり、相手方に対する催告後 30 日以内に当該違反が解消されない場合、(い)相手方につき、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する法的倒産手続の開始申立がなされた場合、(う)当社が本資本業務提携契約書に基づく第三者に対する譲渡により対象者の議決権の 30%に相当する株式を保有しなくなった場合には、相手方に対する書面による通知により、本資本業務提携契約書を将来に向けて終了させることができる。

(b) 本合意書

本合意書の概要は以下のとおりです。なお、本合意書において充足される必要のある前提条件はありません。

以下の概要に記載のとおり、本合意書において、当社は、高山雅行氏より、同氏が所有する対象者株式 12,881 株(株式所有割合にして 46.40%)の一部について本公開買付けに応募する旨の確約を得ておりますが、当該応募株式数は、本合意書に基づき同氏が本公開買付けに応募することにより、同氏以外の株主様の応募数如何にかかわらず、可及的に応募株券等の数が応募株券等の買付予定数の下限(8,337 株(株式所有割合にして 30.03%))を満たし本公開買付けが成立するよう、公開買付期間の末日の正午時点の高山雅行氏以外の株主様の応募数に応じて、4,212 株から 8,615 株(株式所有割合にして 15.17%から 31.03%)の範囲内において確定することとされております(以下かかる応募株式数の最大数(8,615 株)を「高山氏最大応募株式数」といいます。)。なお、本合意書において、高山雅行氏は、当社の同意を得ない限り、かかる応募株式数の対象者株式の応募の他に、対象者の株券等を本公開買付けに応募してはならないこととされておりますので、同氏が別途対象者株式を処分しない限り、本公開買付け終了時点の同氏の所有株式数は 4,266 株から 8,669 株(株式所有割合にして 15.37%から 31.23%)となることを見込まれます(以下かかる所有株式数の最低数(4,266 株)を「高山氏最低不応募株式数」といいます。)。



(i) 応募の合意

高山雅行氏は、当社に対し、公開買付期間(延長した場合も含まれます。以下同じです。)の末日の 14 時まで、(あ)その所有する対象者株式のうち、4,212 株(以下本(i)において「最低応募株式数」といいます。株式所有割合にして 15.17%)を本公開買付けに応募すること、(い)但し、当社が公開買付代理人に確認した公開買付期間の末日の正午における本公開買付けに応募されている対象者株式数(高山雅行氏により応募されている対象者株式数は除きます。以下本(i)において「基準時応募株式数」といいます。)に最低応募株式数を加算した株式数が 8,615 株(以下本(i)において「最大応募株式数」といいます。株式所有割合にして 31.03%)に満たない場合は、最大応募株式数(8,615 株)から基準時応募株式数を控除した数の対象者株式を本公開買付けに応募することを確約する。

(ii) 不応募の合意

高山雅行氏は、(i)に基づき本公開買付けに応募する対象者株式を除き、当社の書面による事前の同意がない限り、対象者の株券等を本公開買付けに応募してはならない。

(iii) 定時株主総会における議決権行使

高山雅行氏は、当社に対し、本定時株主総会における自らの議決権行使について、以下の事項を確約する。

- ・本資本業務提携契約書に基づき当社が指名する取締役候補者4名及び監査役候補者1名を対象者の取締役及び監査役に選任する旨の議案に賛成の議決権行使を行うこと。
- ・対象者の剰余金の配当議案に関し、平成 22 年9月 15 日付「平成 22 年9月期期末配当予想の修正に関するお知らせ」により公表された1株当たり 1,500 円(但し、最終的な会社提案議案における金額が 1,500 円より小さい場合は当該金額)を超える金額の剰余金の配当議案(修正動議によるものを含む。)には反対の議決権行使を行うこと。

(iv) 損害賠償

本合意書の当事者が自己の責めに帰すべき事由により本合意書に定める義務に違反した場合、当該当事者は、かかる違反に起因又は関連して相手方当事者が被った損害、損失又は費用(弁護士その他のアドバイザー費用を含む。)について、相手方に対し賠償又は補償する。

(4) 本公開買付けの後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無、理由、内容

当社は、対象者を連結子会社とすることを企図しており、本公開買付けによりその目的を達した場合には、対象者の株券等の追加取得を行うことは予定しておりません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の株式は、平成 22 年 10 月 27 日現在、大阪証券取引所 JASDAQ グロース市場に上場されているところ、対象者は本公開買付け後も対象者株式について上場を維持することを希望しており、また、当社も、対象者の株式の上場廃止を企図しておりません。

もっとも、本公開買付け後の株券等所有割合が3分の2以上となるため、本公開買付けには応募株券等の買付予定数の上限が設定されていないことから、本公開買付けの結果次第では、対象者の株式は、下記のような大阪証券取引所の定める上場廃止基準に該当し、所定の手続を経て、上場廃止となる可能性があります。

- ・事業年度の末日において、浮動株式数が 500 単位未満である場合において、1年以内に 500 単位以上とならないとき
- ・事業年度の末日において、株主数が 150 人未満である場合において、1年以内に 150 人以上とならないとき

- ・浮動株時価総額が30日間連続して1億円未満である場合において、6ヶ月の間に5日間連続して1億円（平成22年12月末までの間は6,000万円）以上とならないとき

本公開買付けの結果、万一、対象者の株式が大阪証券取引所の定める上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、当社は対象者と上場廃止を回避するための具体的な方策を誠実に協議し、合意された方策を実行します。なお、当社は、対象者が具体的かつ合理的な方策を提案したときには、当該提案に合理的範囲で最大限協力します。

また、当社は、本公開買付けにより対象者を連結子会社とした後、対象者との本資本業務提携契約書に基づき、対象者の企業価値の向上を目指していく所存ですので、当社といたしましては、引き続き、対象者の株主の皆様から対象者の株主としてご支援をいただきたいと希望しております。なお、当社は、本合意書に基づき高山雅行氏が本公開買付けに応募することにより、高山雅行氏以外の株主様の応募数如何にかかわらず、応募株券等の数が応募株券等の買付予定数の下限(8,337株(株式所有割合にして30.03%))を満たすことを見込んでおります。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	株式会社アイレップ																					
② 事業内容	SEMサービス(リスティング広告、SEO、Web解析等)																					
③ 設立年月日	平成9年11月17日																					
④ 本店所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目1番1号																					
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 紺野 俊介																					
⑥ 資本金	537,890千円																					
⑦ 大株主及び持株比率 (平成22年3月31日現在)	<table border="0"> <tr> <td>高山 雅行</td> <td>47.24%</td> </tr> <tr> <td>デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)</td> <td>20.92%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)</td> <td>6.77%</td> </tr> <tr> <td>(株)博報堂DYメディアパートナーズ</td> <td>4.68%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)</td> <td>1.83%</td> </tr> <tr> <td>NCT信託銀行(株)(投信口)</td> <td>1.58%</td> </tr> <tr> <td>大阪証券金融(株)</td> <td>1.20%</td> </tr> <tr> <td>(株)アイレップ</td> <td>1.16%</td> </tr> <tr> <td>菊谷 友志</td> <td>0.99%</td> </tr> <tr> <td>水元 公仁</td> <td>0.85%</td> </tr> </table>		高山 雅行	47.24%	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)	20.92%	日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	6.77%	(株)博報堂DYメディアパートナーズ	4.68%	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1.83%	NCT信託銀行(株)(投信口)	1.58%	大阪証券金融(株)	1.20%	(株)アイレップ	1.16%	菊谷 友志	0.99%	水元 公仁	0.85%
高山 雅行	47.24%																					
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)	20.92%																					
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	6.77%																					
(株)博報堂DYメディアパートナーズ	4.68%																					
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1.83%																					
NCT信託銀行(株)(投信口)	1.58%																					
大阪証券金融(株)	1.20%																					
(株)アイレップ	1.16%																					
菊谷 友志	0.99%																					
水元 公仁	0.85%																					
⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	当社は、対象者株式 5,704 株(発行済株式総数の20.92%)を保有しており、対象者の第二位株主であります。																				
	人的関係	対象者の取締役のうち、矢嶋弘毅は当社の代表取締役を兼務しております。																				
	取引関係	当社は、当該会社に対してインターネット広告枠の販売を行っております。																				
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。																				

(注1) 対象者の第13期第2四半期報告書(平成22年5月14日付提出)、第13期第3四半期報告書(平成22年8月13日付提出)および開示された情報にもとづき作成しております。



(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 10 月 28 日(木曜日)から平成 22 年 11 月 29 日(月曜日)まで(21 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は平成 22 年 12 月 10 日(金曜日)(30 営業日)までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、100,000 円

平成 16 年 9 月 13 日開催の臨時株主総会及び平成 17 年 3 月 30 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第 1 回新株予約権」といいます。) 1 個につき、金 1 円

平成 17 年 9 月 29 日開催の臨時株主総会及び平成 17 年 11 月 1 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第 2 回新株予約権」といい、第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権を「本新株予約権」と総称します。) 1 個につき、金 1 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

I. 算定の基礎

① 普通株式

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格である 1 株当たり 100,000 円を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しないグローウィン・パートナーズ株式会社(以下「グローウィン」といいます。)に対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼しました。

なお、グローウィンからは買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

グローウィンは対象者株式の市場株価の動向、対象者の収益性や財務状況、将来性等を勘案し、市場株価法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施し、当社は、グローウィンより平成 22 年 10 月 26 日に株式価値算定書を取得いたしました。上記それぞれの手法において算定された対象者株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

・市場株価法 70,742 円～75,587 円

市場株価法では、平成 22 年 10 月 26 日の大阪証券取引所 JASDAQ グロース市場(注)における対象者株式の普通取引終値(72,000 円)、平成 22 年 9 月 27 日から平成 22 年 10 月 26 日までの 1 ヶ月間における対象者の出来高加重平均株価(71,277 円)(小数点以下四捨五入)、平成 22 年 7 月 27 日から平成 22 年 10 月 26 日までの 3 ヶ月間の各期間における対象者の出来高加重平均株価(70,742 円)(小数点以下四捨五入)、平成 22 年 4 月 27 日から平成 22 年 10 月 26 日までの 6 ヶ月間の各期間における対象者の出来高加重平均株価(75,587 円)(小数点以下四捨五入)をもとに、対象者株式 1 株当たりの価値が算定されております。

・類似会社比較法 63,073 円～110,514 円



類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値が算定されております。

・DCF法 157,101 円～174,434 円

DCF 法では、対象者の事業計画に基づく将来キャッシュフローを、事業リスク及び財務リスクに応じる適当な割引率(期待収益率)にて現在価値へ割り戻すことにより株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値が算定されております。

当社は、上記の株式価値算定書を参考にしながら、高山雅行氏との間の対象者株式取得に係る協議・交渉、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、公開買付けの買付価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、平成 22 年 10 月 27 日開催の当社取締役会において、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格を1株当たり 100,000 円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格である1株につき 100,000 円は、本公開買付けを決議した当社取締役会開催日の前日である平成 22 年 10 月 26 日の大阪証券取引所 JASDAQ グロース市場における対象者株式の普通取引終値 72,000 円に対して 38.9% (小数点以下第二位四捨五入)、平成 22 年 10 月 26 日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 71,357 円 (小数点以下四捨五入) に対して 40.1% (小数点以下第二位四捨五入)、平成 22 年 10 月 26 日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 69,670 円 (小数点以下四捨五入) に対して 43.5% (小数点以下第二位四捨五入)、平成 22 年 10 月 26 日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 74,067 円 (小数点以下四捨五入) に対して 35.0% (小数点以下第二位四捨五入) のプレミアムを加えた金額となります。

(注)平成 22 年 10 月 12 日付で、大阪証券取引所が JASDAQ 市場を新たに開設したことに伴い、ヘラクレス(グロース)市場に上場していた対象者は、JASDAQ グロース市場に上場しているものとみなされることとなりました。

②新株予約権

本公開買付けの対象には、本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、いずれも対象者の取締役、監査役、従業員又は社外協力者に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使条件として、原則として、本新株予約権行使時において、①第1回新株予約権については、新株予約権の割当を受けた者が対象者の取締役、監査役若しくは従業員の場合は、対象者の取締役、監査役若しくは従業員たる地位を有していること、及び新株予約権の割当を受けた者が対象者の社外協力者の場合は、対象者と協力関係にあることを要するとされており、②第2回新株予約権については、対象者の取締役、監査役若しくは従業員たる地位を有していることを要するとされております。

従いまして、当社は、本公開買付けにより本新株予約権を買付けたとしても、これらを行使できないと解されることから、上記のとおり、本新株予約権の買付価格は、いずれも1個につき1円と決定しております。

II. 算定の経緯

(当社における意思決定の過程)

当社及び対象者はこれまで対象者が強みとする SEM 領域での協業を実施してまいりましたが、当社は、多数の事業者が存在する同領域で中長期的に確固たる地位を確保し続けるには、両者の更なる連携強化

による競争力強化や両者の強みであるテクノロジーを融合した新たな SEM 周辺領域の開拓、更には PC 以外の新デバイス(モバイル・スマートフォン等)でのサービス強化が重要だと考えております。また、当社は、新たな成長分野で今後の急速な市場拡大が見込める SMM 領域においても、両者の経営資源を迅速かつ効率的に投入することで両者のシナジーを最大限に発揮し、当社グループとしてデジタルマーケティング領域全般に優れたサービスをワンストップ提供する体制を構築することが重要だと考えております。さらに、当社は、レリバンシー・プラスについても、対象者との連携強化による SEM 領域における事業シナジー強化やスケールメリットの追求、及び当社グループとしての更なる経営効率化のため、対象者との経営一体化を図る必要があると考えております。

こうした状況の中、当社は、対象者及び対象者の大株主兼代表取締役会長である高山雅行氏との間で、当社及び対象者の更なる成長及び企業価値の向上を目的とした諸施策について平成 22 年 5 月頃より協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社は、対象者による SEM 領域における強みをいかしつつもリスティング広告、SEO 等にとどまらない事業展開や取引顧客の拡大と、当社による SEM 領域における対応力強化やネット広告市場における競争力強化、対象者によるレリバンシー・プラスの完全子会社化による経営効率化の推進を図るために、本公開買付けにより対象者を当社の連結子会社とすることとし、以下の経緯により本公開買付けにおける買付価格について決定いたしました。

①普通株式

a 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格である 1 株当たり 100,000 円を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しないグローウィンに対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼しました。当社は、グローウィンより平成 22 年 10 月 26 日に株式価値算定書を取得いたしました。

b 当該意見の概要

グローウィンは対象者株式の市場株価の動向、対象者の収益性や財務状況、将来性等を勘案し、市場株価法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施し、当社は、グローウィンより平成 22 年 10 月 26 日に株式価値算定書を取得いたしました。上記それぞれの手法において算定された対象者株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

- ・市場株価法 70,742 円 ~ 75,587 円
- ・類似会社比較法 63,073 円 ~ 110,514 円
- ・DCF 法 157,101 円 ~ 174,434 円

c 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、上記の株式価値算定書を参考にしながら、高山雅行氏との間の対象者株式取得に係る協議・交渉、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、公開買付けの買付価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、平成 22 年 10 月 27 日開催の当社取締役会において、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格を 1 株当たり 100,000 円と決定いたしました。

②新株予約権



本公開買付けの対象には、本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、いずれも対象者の取締役、監査役、従業員又は社外協力者に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使条件として、原則として、本新株予約権行使時において、①第1回新株予約権については、新株予約権の割当を受けた者が対象者の取締役、監査役若しくは従業員の場合は、対象者の取締役、監査役若しくは従業員たる地位を有していること、及び新株予約権の割当を受けた者が対象者の社外協力者の場合は、対象者と協力関係にあることを要するとされており、②第2回新株予約権については、対象者の取締役、監査役若しくは従業員たる地位を有していることを要するとされております。

従いまして、当社は、本公開買付けにより本新株予約権を買付けたとしても、これらを行使できないと解されることから、上記のとおり、本新株予約権の買付価格は、いずれも1個につき1円と決定しております。

(対象者における意思決定の過程)

他方、対象者によれば、当社が対象者を持分法適用関連会社としており、対象者に対して社外取締役1名を派遣している状況を考慮し、本公開買付けにおける意思決定に関して以下のような措置を行っているとのことです。

まず、対象者によれば、対象者は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、本資本業務提携契約書を締結し、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると判断し、本公開買付けに関する諸条件その他諸般の事情について慎重に検討した上で、平成22年10月27日、審議及び決議に参加しなかった対象者代表取締役で大株主である高山雅行氏及び対象者社外取締役を兼務する当社代表取締役の矢嶋弘毅氏を除き、決議に参加した取締役全員一致により本公開買付けに賛同する旨を決議しているとのことであり、また、いずれの監査役も、対象者取締役会が本公開買付けに賛同するとの意見を表明することに特に異議がない旨の意見を述べているとのことです。また、対象者によれば、本公開買付けの後も大阪証券取引所JASDAQ市場において対象者株式の上場が維持されることを企図しているため、対象者の株主及び新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募される否かについては、株主及び新株予約権者の皆様に判断を委ねる旨も、あわせて決議しているとのことです。なお、対象者によれば、(あ)対象者代表取締役の高山雅行氏は、対象者の大株主であり、かつ、当社との間で保有する対象者株式の一部について本公開買付けに応募する旨の合意をしており、対象者と利益が相反する可能性を否定できないため、取引の公正性に万全を期す意味から、本公開買付けに係る意見表明に関する全ての審議及び決議には参加しておらず、さらに、(い)対象者社外取締役の矢嶋弘毅氏は、当社の代表取締役を兼任しているため、利益相反の見地から、本公開買付けに係る意見表明に関する全ての審議及び決議に参加していないとのことです。

次に、対象者によれば、上記のとおり、対象者は、対象者の株主及び新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募される否かについては、株主及び新株予約権者の皆様に判断を委ねる旨を決議しておりますが、対象者の取締役会は、当該決議に先立ち、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス・コンサルティング」といいます。)に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年10月26日付で同社より対象者普通株式の株式価値算定書を取得しているとのことです。(なお、対象者は、プルータス・コンサルティングから、本公開買付けの買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。)

対象者によれば、プルータス・コンサルティングは対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、DCF法、市場株価法、類似会社比較法の手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施しており、同株式価値算定書によると、DCF法では111,000円から168,606円、市場株価法では69,670円から74,067円、及び類似会社比較法では

82,223 円から 113,667 円のレンジが対象者の株式価値の算定結果となっているとのことです。なお、対象者によれば、同株式価値算定書は、対象者取締役会での検討の際の参考情報として作成されたものであり、株主及び新株予約権者の皆様の投資判断の参考情報とすることを目的として作成されたものではないとのことです。

III. 算定機関との関係

グローウィンは、当社とは独立した算定機関であり、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
8,337(株)	8,337(株)	－(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,337 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,337 株)以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は設定しておりませんので、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の数の最大数(株式に換算したものは、17,789 株となります。当該最大数(以下「最大買付株式数」といいます。))は、対象者の第 13 期第3四半期報告書(平成 22 年8月 13 日付提出)に記載された平成 22 年6月 30 日現在の発行済株式総数(27,270 株)に、同四半期報告書に記載された平成 22 年6月 30 日現在残存する本新株予約権の目的である対象者株式の数(805 株)を加え、平成 22 年 10 月 27 日現在において公開買付者が保有する対象者株式の数(5,704 株)、同四半期報告書に記載された平成 22 年6月 30 日現在において対象者が保有する自己株式の数(316 株)、及び特別関係者でもある高山雅行氏保有の対象者株式のうち高山氏最低不応募株式数である 4,266 株を控除した数です。

(注4) 公開買付期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象となります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	5,704 個	(買付け等前における株券等所有割合 20.55%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	14,661 個	(買付け等前における株券等所有割合 52.82%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	8,337 個	(買付け等後における株券等所有割合 73.36%)
対象者の総株主等の議決権の数	26,954 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(8,337 株)に係る議決権の数です。但し、応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,337 株)以上となるときは、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、その場合の議決権の最大数は、最大買付株式数(17,789 株)に係る議決権の数(17,789 個)となります。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、小規模所有者を除きます。)が保有する株券等(但し、特別関係者である対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。また、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」(但し、特別関係者である高山雅行氏保有の対象者株式に係る議決権の数については高山氏最大応募株式数である 8,615 株のうち買付予定数に相当する 8,337 株に係る議決権の数を除きます。)も



含めて計算しております。

(注3) 公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,337 株)以上となるときは、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」は最大で 100.00%となる可能性があります。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第 13 期第2四半期報告書(平成 22 年5月 14 日付提出)に記載された平成 22 年3月 31 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権についても買付け等の対象としており、かつ、対象者の保有する自己株式の応募は予定されていないため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の第 13 期第3四半期報告書(平成 22 年8月 13 日付提出)に記載された平成 22 年6月 30 日現在における発行済株式総数(27,270 株)から、同報告書に記載された平成 22 年6月 30 日現在の対象者の自己株式数(316 株)を控除し、同報告書に記載された平成 22 年6月 30 日現在の本新株予約権の目的である株式の数の合計(805 株)を加えた数(27,759 株)に係る議決権の数(27,759 個)を分母として計算しております。

(注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金

833,700,000 円

(注) 買付代金は、買付予定数(8,337 株)に、対象者の株式1株当たりの買付価格(100,000 円)を乗じた金額を記載しております。但し、本公開買付けにおいては買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,337 株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行いますので、その場合における買付代金の最大金額は、最大買付株式数(17,789 株)に、対象者の株式1株当たりの買付価格(100,000 円)を乗じた金額である 1,778,900,000 円となります。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成 22 年 12 月 3 日(金曜日)

なお、法第 27 条の 10 第3項の規定により公開買付期間が延長される場合には、平成 22 年 12 月 16 日(木曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主等(外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。))をいいます。以下同じです。))の場合にはその常任代理人(日本国内の常任代理人をいいます。以下同じです。))の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,337 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,337 株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け

を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正法を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、本公開買付けによる株式取得に関する計画を公正取引委員会にあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日間を経過するまでは対象者の株式を取得することができません(以下、株式の取得が禁止される当該期間を「待機期間」といいます。)

公開買付者は、平成22年10月1日(金曜日)付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されています。従って、待機期間は原則として平成22年10月31日(日曜日)の経過をもって終了する予定です。本公開買付けによる対象者普通株式の取得については、公正取引委員会の事前相談制度は利用しておりません。なお、公開買付期間満了の日の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から対象者普通株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡等を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」が得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号又ニ定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法的開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合に該当する事実をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください(但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取り扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、



下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)

解除書面を受領する権限を有する者

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
(その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の6及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第 30 条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募



申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成 22 年 10 月 28 日(木曜日)

(11) 公開買付代理人

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

上記「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

対象者が当社の連結子会社になることに伴う今後の当社の連結業績に対する影響につきましては、現在精査中です。今後公表すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

上記「1. 買付け等の目的」「(3) 本公開買付けに係る重要な合意等」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以 上